

苦樂園中学校・苦樂園小学校長寿命化改修事業

事業方針

令和5年10月

西宮市

—目次—

1. 事業方針の定義	1
2. 事業内容	1
2.1. 事業名称	1
2.2. 公共施設等の設置者名称.....	1
2.3. 事業の目的	1
2.4. 発注方式	1
2.5. 対象となる事業の概要	1
2.6. 遵守すべき法制度等.....	2
3. 事業者募集及び落札者選定に関する事項	2
3.1. 基本的な考え方	2
3.2. 募集及び選定のスケジュール（予定）	2
3.3. 募集手続き等.....	3
3.4. 入札参加者の備えるべき参加要件.....	3
3.5. 入札参加に関する留意事項.....	9
3.6. 落札者等の選定	10
3.7. 提示条件	11
4. 事業の実施状況の監視	15
4.1. 設計・施工の要求水準	15
4.2. 事業者による工事品質の確保	15
4.3. 事業の実施状況のモニタリング.....	15
4.4. モニタリング結果に対する措置.....	15
5. その他本事業の実施に関し必要な事項	15
5.1. 情報の公表	15
5.2. 担当部局	15

1. 事業方針の定義

この事業方針は、苦楽園中学校・苦楽園小学校長寿命化改修事業（以下、「本事業」という。）を実施するにあたり、民間の技術的能力を活用して効果的かつ効率的に施設を整備するために、広く本事業の概要等を周知し、西宮市（以下、「市」という。）と民間事業者（以下、「事業者」という。）との間での十分な意思疎通を図り、本事業に対する考え方に齟齬が生じないようにすることを目的として定める。

なお、本書に示す内容は、入札公告時において変更する場合がある。

2. 事業内容

2.1. 事業名称

苦楽園中学校・苦楽園小学校長寿命化改修事業

2.2. 公共施設等の設置者名称

西宮市長 石井登志郎

2.3. 事業の目的

平成 31 年 2 月に策定した西宮市学校施設長寿命化計画に基づき、校舎の機能回復・耐久性の向上、教育環境の改善に加えて学習指導要領の改訂、インクルーシブ教育システム、防災機能の充実などに応じるため、苦楽園中学校・苦楽園小学校において長寿命化改修事業を実施する。

2.4. 発注方式

本事業は基本設計先行型の設計・施工一括発注方式にて、工事に必要な調査及び設計並びに工事を包括して行う。

実施設計段階から施工者が設計に参画し、施工者の有する知見・技術を設計に反映することにより、合理的な実施設計の実施及び部材や材料の選定、施工方法、工程管理の最適化によるコスト縮減効果、工期短縮を図る。

なお、基本設計では概算積算が可能となるような図面作成までを範囲とし、実施設計時に意匠や仕上計画、設備計画等、具体的な提案を求め、事業者のノウハウ活用が限定されないことのないようにする。

2.5. 対象となる事業の概要

(1) 改修対象校の所在地

- ア. 苦楽園中学校：兵庫県西宮市苦楽園三番町 14-1
- イ. 苦楽園小学校：兵庫県西宮市苦楽園二番町 18-12

(2) 事業期間

令和 6 年 9 月から令和 10 年 4 月（44 カ月間）

(3) 事業範囲

本事業の業務範囲（以下「設計・施工」という。）は次の通りである。具体的な内容及

び詳細については、要求水準書(案)に示す。

- ア. 長寿命化改修工事の実施設計（以下「設計」という。）
- イ. 長寿命化改修工事の施工（以下「施工」という。）
- ウ. 長寿命化改修工事時の仮設校舎の設置・解体工事及び賃貸借業務等
- エ. 長寿命化改修工事に伴う引越し業務
- オ. ア～エ実施に伴う調査、各種申請・届出及び関係者・関係機関との協議・調整等（各種申請・届出に要する費用は事業者負担とする。）

(4) 概算事業費

事業方針の公表日時点において、概算事業費は約 50 億円（税込）を想定している。なお、予定価格は入札公告時に公表する。

2.6. 遵守すべき法制度等

事業者は、本事業を実施するにあたり関係法令等（法律、政令、省令等）及び市の条例等（条例、規則、告示、訓令等）を遵守すること。

3. 事業者募集及び落札者選定に関する事項

3.1. 基本的な考え方

本事業は、要求水準書に基づく設計・施工の実施を求めため、事業者にはこれらを確実に遂行できる総合的な能力が求められる。また、設計・施工を一括した発注方式とすることで、事業者の経験を活かした技術力を活用することにより、より効果的な事業の実施が可能になる。従って、事業者の選定方法は、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 10 の 2 に基づき、本事業の実施に係る対価及び提案内容等を総合的に評価する「総合評価一般競争入札方式」により実施するものとし、詳細は入札参加資格等の公告（以下「入札公告」という。）において公表する。

3.2. 募集及び選定のスケジュール（予定）

令和 5 年 10 月●日	事業方針等の公表
令和 6 年 1 月上旬	入札公告、入札説明書等の公表
令和 6 年 1 月中旬	入札説明書等に関する説明会及び事業用地の現地見学会の開催
令和 6 年 1 月下旬	入札説明書等に関する質問・意見の受付締切
令和 6 年 2 月中旬	入札説明書等に関する質問・意見への回答
令和 6 年 2 月下旬	入札参加表明書等の受付
令和 6 年 3 月中旬	資格審査結果の通知
令和 6 年 5 月上旬	提案書受付締切
令和 6 年 6 月上旬	提案書類に関する事業者ヒアリング等
令和 6 年 6 月下旬	落札者の公表、審査講評の公表
令和 6 年 7 月上旬	仮契約締結
令和 6 年 9 月中旬	市議会議決後、本契約締結

3.3. 募集手続き等

(1) 入札説明書等の公表

入札説明書、様式集、要求水準書、請負契約書（案）、及び落札者決定基準を公表する。

(2) 入札説明書等に関する説明会及び事業用地の現地見学会の開催

入札説明書等に関する説明会及び事業用地の現地見学会を必要に応じて開催する。

(3) 入札説明書等に関する質問・意見の受付

入札説明書等に関する質問・意見を受け付ける。

(4) 入札説明書等に関する質問・意見への回答

入札説明書等に関する質問・意見に対する回答書を、市ホームページにおいて公表する。

(5) 入札参加表明書等の受付

入札参加希望者は、本事業に関する入札参加表明書及び参加資格審査に必要な書類を提出すること。資格審査の結果は、すべての入札参加希望者に通知する。入札参加表明書等の受付及び資格審査の具体的な日程、受付の方法、資格審査に必要な書類の詳細等については、入札説明書において提示する。なお、資格審査を通過しなかった入札参加希望者は、市に対してその理由について書面により説明を求めることができる。

(6) 提案書の受付

資格審査通過者に対し、入札説明書等に基づき本事業に関する計画内容を記載した提案書の提出を求める。提案書の提出の時期、提出の方法、提案に必要な書類の詳細等については、入札説明書において提示する。

(7) 入札及び開札

提案書に基づいた入札書の提出を求める。入札書の提出の時期、提出の方法、入札に必要な書類の詳細等については、入札説明書において提示する。

3.4. 入札参加者の備えるべき参加要件

(1) 入札参加者の構成

ア. 入札参加者の定義

入札に参加する者（以下、「入札参加者」という。）の構成については、次のとおりとする。

- a. 市の求める性能を確保した上で本事業を実施することができる企画力、資力、信用、技術的能力及び実績を有する単独又は複数の企業（以下、「構成企業」という。）により構成されるものとする。
 - b. 本事業の実施設計を行う企業（以下、「設計企業」という。）、本事業の施工を行う企業（以下、「建設企業」という。）により構成、若しくは建設企業のみで構成されるものとする。なお、入札参加者が単独企業である場合、入札参加者の備えるべき参加資格要件を単独で全て満たすこと。
-

c. 構成企業から直接業務の一部を受託し又は請け負う者は協力企業とする。

イ. 代表企業の選定

- a. 建設企業（単体）又は建設共同企業体の代表構成員（「3.4.-(3)-イ-b 建設企業」で規定する共同企業体（以下、「JV」という。）の代表構成員）を入札参加者の代表企業とし、入札参加表明時の入札参加資格確認書類にて明らかにするものとする。
- b. 代表企業は、本入札への応募手続きや落札者となった場合の契約協議など市との調整・協議等における窓口役を担うほか、構成企業の債務すべてについて責任を負うものとする。なお、構成企業が負担する責任の詳細については、入札説明書とあわせて公表する請負契約書（案）において提示する。
- c. 代表企業は、契約締結後速やかに、設計業務及び建設業務の本事業に関連する全業務を統括する統括代理人を選定すること。原則として、提案書において提案したものを統括代理人に選定すること（ただし、当該統括代理人が病休・死亡・退職等特別な事情により、その者を配置できない場合には、その者と同等の能力を有するものを選定すること。）
- d. 統括代理人は、入札参加表明書の受付日から起算して過去3カ月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係がある者とする。
- e. 統括代理人は、現場代理人又は監理技術者を兼ねることができる。

ウ. 複数応募の禁止

- a. 構成企業及び構成企業と資本関係又は人的関係のある者（※）は、他の入札参加者の構成企業になることはできないものとする。

（※）資本関係のある者

次のいずれかに該当する者。ただし、子会社（会社法第2条第3号及び会社法施行規則第3条の規定による子会社をいう。以下、同じ。）若しくは子会社の一方が会社更生法第2条第7項に規定する更生会社（以下、「更生会社」という。）又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社であり、かつ、国土交通省の入札参加資格認定を受けていない場合は除く。

- a) 親会社（会社法第2条第4号及び会社法施行規則第3条の規定による親会社をいう。以下、同じ。）と子会社の関係にある場合
- b) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

（※）人的関係のある者

次のいずれかに該当する者。ただし、c)については、会社の一方が更生会社又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社であり、かつ、国土交通省の入札参加資格認定を受けていない場合は除く。

- c) 一方の会社の代表権を有する者（個人商店の場合は代表者。以下、同じ。）が、他方の会社の代表権を有する者を現に兼ねている場合
- d) 一方の会社の代表権を有する者が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

(2) 参加資格要件工事

国内において、主たる構造が鉄筋コンクリート造の公共建築物で、以下のア、イいずれかの建築一式工事の完成引渡し完了したものを参加資格要件工事とする。

ア. 延べ面積 2,000 m²以上（プレハブ建築は除く）の新築・改築又は増築工事

イ. 延べ面積 1,000 m²以上の外部（※1）及び内部（※2）の両方を同時に全面的に改造する（※3）工事（長寿命化改良事業または大規模改造（老朽）事業等）

（※1）外部の改造に当たっては、少なくとも、「屋根」又は「外壁（窓枠含む）」のいずれかを対象とすること。

（※2）内部の改造に当たっては、少なくとも、「内壁+天井」又「床」のいずれかを対象とすること。

（※3）「全面的に改造する」とは、内部又は外部のいずれかの施工割合が 70%以上であり、かつ、もう一方の施工割合が 50%以上であるものをいう。

なお、「施工割合」とは、外部又は内部それぞれの改造の対象（屋根や外壁等）

ごとに、次の式により算定して得た値をいう。この場合、改造の対象の全体面積には、すでに改修済み又は改修不要の面積を算入するものとする。

施工割合 = (改造の対象の全体面積のうち改造する面積) / (改造の対象の全体面積)

(3) 入札参加者の資格要件

ア. 構成企業の共通参加資格要件

全ての構成企業は、次のいずれにも該当しない者とする。

- a. 西宮市指名停止基準に基づく指名停止期間中の者。
- b. 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団。
- c. 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者又はその者を代理人、支配人その他使用人若しくは入札代理人として使用する者。
- d. 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 26 条第 2 項の規定による事務所の閉鎖命令を受けている者。
- e. 市が令和 4 年 11 月 14 日に委託契約を締結している「苦楽園中学校・苦楽園小学校長寿命化改修事業に係る基本設計及び発注者支援業務」の受注者と資本関係又は人的関係のある者（「3.4.-(1)-ウ複数応募の禁止」を参照）
- f. 選定委員会（「3.5. 落札者等の選定」で規定）の委員が属する法人又はその法人と資本関係又は人的関係のある者。
- g. 次のいずれかに該当する者
 - a) 法人でない者
 - b) 次のいずれかに該当する者
 - ・ 旧会社更生法（昭和 27 年法律第 172 号）第 30 条第 1 項若しくは第 2 項又は会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条第 1 項若しくは第 2 項の規定に基づき更生手続き開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者。ただし、国土交通省の入札参加資格認定を受けている者を除く。

-
- ・ 民事再生法（平成 12 年法律第 225 号）第 21 条第 1 項又は第 2 項の規定に基づき再生手続き開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者。ただし、国土交通省の入札参加資格認定を受けている者を除く。
 - ・ 会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 17 年法律第 87 号）第 64 条による改正前の商法（明治 32 年法律第 48 号）第 381 条第 1 項の規定による会社整理の開始の申立て又は同条第 2 項の規定による通告がなされている者
 - ・ 旧破産法（大正 11 年法律第 71 号）又は破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づき破産の申立て、又は旧和議法（大正 11 年法律第 72 号）に基づき和議開始の申立てがなされている者
- c) 役員のうち次のいずれかに該当する者がある法人
- ・ 成年後見人若しくは被補佐人又は外国の法令上これらと同様に取り扱われている者
 - ・ 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者又は外国の法令上これと同様に取り扱われている者
 - ・ 禁錮以上の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して 5 年を経過しない者
 - ・ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者
 - ・ 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人が上記のいずれかに該当する者
- d) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者がその事業活動を支配する法人
- e) 親会社等が b) から d) までのいずれかに該当する法人

イ. 構成企業の個別参加資格要件

構成企業は、参加表明書の受付日において、それぞれ次に掲げる要件をすべて備えていることとする。

a. 設計企業

＜設計企業が 1 者の場合＞

設計企業は次の a) から e) の要件をすべて満たしていることとする。なお、建設企業が設計企業を兼ねることも可とする。

＜設計企業が複数の場合＞

複数の者が設計業務を分担する場合は、主たる設計企業（1 者）は a) から e) の要件をすべて満たすこととし、実施設計費に対する出資比率又は分担額が複数の設計企業の中で最大である者であること。主たる設計企業以外の者は a) から b) の要件を満たすこととする。

-
- a) 令和 5 (2023) 年度西宮市指名競争入札参加資格者名簿 (以下、「資格者名簿」という。) の「M1 建築・設備設計」に登録されていること。
 - b) 建築士法 (昭和 25 年法律第 202 号) 第 23 条第 1 項又は第 3 項の規定に基づく一級建築士事務所として登録されていること。
 - c) 管理技術者 (設計業務の技術上の管理等を行う者をいう。) は、入札参加表明書の受付日から起算して過去 3 カ月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係がある者とする。
 - d) 管理技術者は、一級建築士の資格を有し、参加資格要件工事の設計の実績を有する者であり、本事業の主旨及び内容を総括的に理解し、誠実かつ責任感ある者を選定すること。
 - e) 参加資格要件工事の設計の実績を有していること。なお、当該実績は、入札公告日から起算して過去 10 年間に竣工したものに限る。(同日において工事中であるものを含む。以下同じ。)

b. 建設企業

建設企業は、単体企業又は JV とする。単体企業で応募する場合には次の b) から g) の要件をすべて満たすこと。JV を組成する場合は次の a) の要件を満たすこととし、代表者は次の b) から g) の要件を、その他の構成員は次の b) から e) の要件をすべて満たすこととする。

- a) 代表者及び構成員のいずれもが資格者名簿の「J1 一般土木建築工事」又は「J2 建築工事」に登録されている場合は甲型 JV (以下、「共同施工方式」という。)、それ以外の場合は乙型 JV (以下、「分担施工方式」という。) とする。

共同施工方式の場合、次の①から④の要件を満たすこととする。分担施工方式の場合、次の①及び②の要件を満たしていることとし、構成員の数及び分担工事額については参加グループの提案に委ねる。

 - ① JV には、建設業法第 3 条第 1 項の営業所のうち主たる営業所を市内に有する者 (以下、「市内建設業者」という。) を 1 者以上含むこと。
 - ② JV の代表者は出資比率又は分担工事額が JV を構成する企業の中で最大である者であって、単独の企業であること。
 - ③ JV を構成する企業数は 2 者又は 3 者であること。
 - ④ 1 構成員当たりの工事費に対する出資比率は、構成する企業数が 2 者の場合は 30% 以上、3 者の場合は 20% 以上であること。

※共同施工方式、分担施工方式の詳細については国土交通省ホームページ

http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/1_6_bt_000101.html を参照のこと。

- b) 建設企業は、資格者名簿の「J1 一般土木建築工事」、「J2 建築工事」、「J3 土木工事」、「L1 電気工事」、「L3 管工事」のうち、当該企業が実施する工事に対応した工種 (以下、「対象工種」という。) に登録していること。
 - c) 市内建設業者にあつては、資格者名簿の対象工種の格付等級が A ランクであること。市内建設業者以外の者にあつては建設業法別表第 1 の上欄に掲げる建設工事の種類
-

のうち、資格者名簿の対象工種に該当する種類（「土木一式工事」、「建築一式工事」、「電気工事」又は「管工事」）について、同法に基づく特定建設業の許可を受けていること。

- d) 建設業法第 26 条第 2 項の規定による監理技術者又は主任技術者（以下、「監理技術者等」という。）を専任かつ常駐で配置できること。なお、原則、監理技術者等の変更は認めないが、市が必要と認めた場合に限り、監理技術者等を変更することができる。また、次に掲げる期間については、常駐及び専任義務は要しない。
- ① 事業契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの間）
 - ② 工事用地等の確保が未了、自然災害の発生又は埋蔵文化財調査等により、工事を全面的に一時中止している期間
 - ③ 橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター等の工場製作を含む工事であって、工場製作のみが行われている期間
 - ④ 工事完成後、検査が終了し（市の都合により検査が遅延した場合を除く。）、事務手続、後片付け等のみが残っている期間
 - ⑤ 分担施工方式において、構成員の担当工事外の期間（ただし、総括監理技術者は除く。）
 - ⑥ その他市が認めた期間
- e) 配置する監理技術者等は、代表者及び構成員と入札参加申込書の受付日から起算して過去 3 カ月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係があり、次に掲げる要件を満たすこと。
- ① 監理技術者は、業務に必要な建設業法第 27 条の 18 第 1 項の規定による監理技術者資格者証を有し、同法第 26 条第 4 項に規定する監理技術者講習修了証を有している者であること。
 - ② 主任技術者は、同法第 7 条第 2 号に規定する認定者のうち業務に必要な国家資格を取得した者であること。
 - ③ 代表者が配置する技術者は監理技術者とし、総括監理技術者として市との窓口役となるとともに、構成員の監理技術者等を総括すること。
 - ④ 総括監理技術者は参加資格要件工事の現場代理人又は監理技術者等としての実績を有する者であり、本事業の主旨及び内容を総括的に理解し、誠実かつ責任感ある者を選定すること。
- f) 「建築一式工事」について、建設業法第 27 条の 23 に規定の規定による経営事項審査の結果の総合評定値が、市内建設業者にあつては 1,000 点以上、それ以外の者にあつては 1,200 点以上であること。
- g) 参加資格要件工事の施工の実績を有していること。なお、当該実績は、入札公告日から起算して過去 10 年間に竣工したもので、元請負人として受注し、かつ一つの契約によりなされたものであること。なお、JV として有する工事实績については、出資比率 20%以上（2 社の場合は 30%以上）の場合に限る。

c. 市内事業者に対する契約に関する事項

落札者は、市内建設業者、市内設計業者（建築士法に基づく建築士事務所登録の所在地が西宮市内にある者）、又は建設・設計以外の業務を行う事業者で主たる営業所を西宮市内に有する者（以下、これらを総称して「市内事業者」という。）の共同企業体への出資額、各構成員の分担工事額又は市内事業者が協力企業として契約した金額の合計額（以下、「市内事業者契約額」という。）の、落札金額に対する割合を落札金額の20%以上としなければならない。

ただし、次に示す場合に留意すること。

- a) 市内の協力企業が市内の設計企業から業務の一部を受託する場合は、市内事業者契約額に含めない。
- b) 共同施工方式において、市内の協力企業が建設共同企業体から業務の一部を受託し又は請け負う場合は、市外の建設企業の建設共同企業体への出資割合に応じた額に限る。
- c) 分担施工方式において市内の協力企業が、市内建設業者が分担する業務の一部を受託又は請け負う場合は、市内事業者契約額に含めない。

3.5. 入札参加に関する留意事項

(1) 最低制限価格等

最低制限価格は設定しない。また、低入札価格調査も実施しない。

(2) 入札保証金

入札保証金は免除する。

(3) 参加表明書の受付日以降の取扱

入札参加資格を有すると認められた入札参加者の構成企業が、参加表明書の受付日以降に入札参加資格要件を欠くような事態が生じた場合の対応は、次のとおりとする。

- ア. 参加表明書の受付日から落札者決定日までの間に、入札参加者の構成企業に入札参加資格要件を欠く事態が生じた場合には、当該入札参加者は原則として失格とする。
- イ. 落札者決定日の翌日から契約の締結にかかる議会の議決日までの間に、落札者の構成企業が入札参加資格を欠くに至った場合、市は落札者と契約を締結しない場合がある。この場合において、市は落札者に対して一切の費用負担を負わないものとする。

(4) 提出書類の取扱い・著作権

提出書類に関する著作権、特許権の取扱いは、次に示すとおりとする。

ア. 著作権

本事業に関する提出書類の著作権は、入札参加者に帰属する。ただし、本事業の実施にあたって公表等が必要と認められるときは、市は提案書の一部を使用できるものとする。また、契約に至らなかった提案については、本事業の審査に関する公表以外には使用しないものとし、提出書類は返却しないものとする。

イ. 特許権

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている工事材料、施工方法、システム、アプリケーションソフトウェア等を使用した結果生じた責任は、原則として入札参加者が負う。ただし、市が、工事材料、施工方法等で指定した場合で、設計図書等に特許権等の対象である旨が明示されておらず、入札参加者が特許権等の対象であることを過失なくして知らなかった場合には、市が費用を負担する。

(5) 市からの提供資料の取扱い

市が提供する資料は、入札参加に際しての検討以外の目的で使用することはできない。

(6) 入札参加者の複数提案の禁止

入札参加者は、1つの提案しか行うことができない。

(7) 提出書類の変更禁止

提出書類の変更はできない。

(8) 使用言語及び単位、時刻

入札参加に関して使用する言語は日本語、単位は計量法（平成4年5月20日法律第51号）に定めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準時とする。

3.6. 落札者等の選定

(1) 落札者等の選定方法

落札者及び次点落札候補者※（以下、「落札者等」という。）の選定方法は、各入札参加者からの本事業の実施に係る対価（以下、「入札価格」という。）のほか、設計及び建設に関する技術やノウハウが求められることから、提案書の提案内容等について総合的に評価する総合評価一般競争入札方式（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10の2）を採用する予定である。

※次点落札候補者：総合評価一般競争入札方式において、落札者となった入札参加者の次に総合評価結果が高かった者。

(2) 選定委員会の設置

市は、提案内容の審査に関して、公正性及び透明性を確保するとともに、幅広い専門的見地からの意見を参考とすることを目的に、学識経験者等で構成される「西宮市立学校施設整備設計等事業者選定委員会（以下、「選定委員会」という。）」を設置している。

(3) 審査の内容

ア. 審査の内容

選定委員会において、落札者決定基準に基づき、入札価格及び提案内容を総合的に評価し、落札者等候補として選定する。

イ. 審査事項

審査項目は、入札公告時に公表する落札者決定基準を参照すること。

ウ. 落札者等の決定

市は、選定委員会による落札者等候補の選定の答申を踏まえ、落札者等を決定する。

エ. 審査結果及び評価公表

市は、選定の結果について落札者の決定後に「審査講評」「入札参加者」「落札者等」等を市のホームページにおいて公表する。

a. 落札者等の公表

市が落札者等を決定した場合は、全ての入札参加者に対して当該入札参加者の合否について通知するとともに、審査の結果はホームページを通じて公表する。

b. 落札の無効

西宮市契約規則第9条に定めるもののほか、一般競争入札参加資格確認申請書、その他の提出書類に虚偽の記載をした者が落札した場合には、その落札は、無効とする。

c. 審査講評の公表

市は、落札者等の決定にあわせて、審査の経緯及び審査結果を記載した審査講評を公表する。

オ. 事務局

選定委員会の事務局は、次のとおりとする。

- ・西宮市教育委員会教育総括室学校管理課

また、事務局に対する助言を行うため、次の協力者を置くこととし、これらの協力者は本事業には応募できないものとする。

- ・株式会社長大
- ・平田建築設計株式会社
- ・内藤・さきくさ法律事務所

3.7. 提示条件

(1) 市の支払いに関する事項

受注者は、本事業の実施に係る一切の費用を、市から支払いのあるまでの間、負担することとし、市は本事業の実施に係る対価を受注者に対し、請負契約書に定めるところにより、支払うこととする。支払方法の詳細事項は入札公告時に示す。

(2) 受注者の権利義務に関する事項

市の承諾がある場合を除き、受注者は契約上の地位及び権利義務を譲渡・担保提供その他処分してはならない。

受注者が、本事業に関して市に対して有する債権は、市の承諾がなければ、譲渡、質権の設定及び担保提供を行うことができないものとする。

(3) 請負契約の締結等

ア. 予想されるリスクと責任分担

市と受注者（落札者）の基本的なリスク分担の考え方は、以下のとおりである。なお、責任分担の程度や具体的な内容については、入札公告時に請負契約書（案）において提示する。

●：主分担 ▲：従分担

■ 共通事項

リスクの種類	No.	リスクの内容	負担者	
			市	事業者
法令変更リスク	1	本事業に直接関係する法令・法制度の新設・変更に関するもの又は市の条例及び条例に基づく制度の新設・変更に関するもの	●	
第三者賠償リスク	2	市の提示条件、指示、行為を直接の原因とする事由により第三者に与えた損害によるもの	●	
	3	上記以外によるもの		●
安全確保リスク	4	本事業に係る設計、建設等における安全性の確保		●
物価変動リスク	5	インフレーション、デフレーションによる費用の増減（市の費用負担額についての一定の範囲内での調整に限る。）	▲	●
	6	インフレーション、デフレーションによる費用の増減（上記以外の部分）	●	
不可抗力リスク	7	本事業に係る市又は事業者いずれの責めにも帰すべからざる自然的又は人為的災害等による事業計画の変更、事業の延期又は中止	●	▲
税制度変更リスク	8	事業者への支払に係る消費税及び地方消費税の変更によるもの	●	
債務不履行リスク	9	支払債務の不履行、その他の市の債務不履行による事業の延期、中止による損害	●	
	10	仕様書の未達、その他の事業者の債務不履行による事業の延期、中止による損害		●
政策リスク	11	市の事由による事業内容の変更、中断、中止に関するもの	●	
	12	事業者の要望による事業内容の変更、中断、中止に関するもの		●
入札手続	13	入札説明書の誤り、入札手続の誤り	●	
応募費用リスク	14	本事業への応募にかかる費用負担		●
契約リスク	15	市の事由による、本事業の実施に必要な契約の締結不能又は締結遅延	●	
	16	上記以外の事由による、本事業の実施に必要な契約の締結不能又は締結遅延		●

リスクの種類	No.	リスクの内容	負担者	
			市	事業者
議会の議決リスク	17	本事業の実施に必要な議会の議決が得られないことによるもの（下記に該当するものを除く。）	●	
	18	上記議決が得られないことが事業者の責めに帰すべき事由によると認められるもの		●
許認可取得・遅延リスク	19	市の事由による許認可の取得不能・遅延に関するもの。	●	
	20	その他の事由による許認可の取得不能・遅延に関するもの		●
住民対応リスク	21	本事業の実施そのもの及びその内容に起因する住民反対・訴訟・苦情等に関するもの	●	
	22	上記以外の事業者が行う業務に起因する住民反対運動・訴訟・苦情等に関するもの		●
環境リスク	23	事業者が行う業務、提案内容に起因する環境問題（騒音、振動、電波障害、有害物質の排出など）		●
保険リスク	24	施設の設計・建設段階のリスクをカバーする保険への加入		●
再委託先リスク	25	再委託先・下請人の能力不足、経営破たん、再委託先・下請人変更に伴う損害		●

■ 設計・建設段階

リスクの種類	No.	リスクの内容	負担者	
			市	事業者
測量・調査リスク	26	市が実施した測量・調査の不備、誤り等によるもの	●	
	27	事業者が実施した測量・調査の不備・誤り等によるもの		●
設計リスク	28	市の事由（提示条件又は指示の不備（但し、事業者が知りながら告げなかった事由を除く。）による施設等の設計の完了遅延及び設計費の増加	●	
	29	上記以外の事由（事業者の提案内容の不備、設計の不備、事業者の事由による履行の遅延等）による施設等の設計の完了遅延及び設計費の増加		●
工事遅延・完工不能リスク	30	市の事由（提示条件又は指示の不備（但し、事業者が知りながら告げなかった事由を除く。）や仕様書の変更等）による工事の遅延や完工不能	●	
	31	上記以外の事由（事業者の提案内容の不備、設計の不備、事業者の事由による履行の遅延等）による工事の遅延や完工不能		●

リスクの種類	No.	リスクの内容	負担者	
			市	事業者
工事費変動リスク	32	仕様書において予定されていない市の指示に起因する工事費の増大	●	
	33	上記以外の要因による工事費の増大		●
瑕疵リスク	34	募集要項等の内容と現場の状況に齟齬があると判明したもの	●	
	35	上記以外の事由での齟齬又は瑕疵		●
引越前施設損傷リスク	36	市の事由による工事目的物や材料他、関連工事に関して生じた損害	●	
	37	上記以外の事由により工事目的物や材料他、関連工事に関して生じた損害		●

イ. 契約手続きにおける交渉の有無

市は、契約手続きにおいては、入札条件の変更を伴う交渉は行わない。ただし、契約締結までの間に、条文の意味を明確化するために文言の修正を行うことがある。

請負契約書（案）の解釈について疑義が生じた場合には、市と受注者（落札者）は誠意をもって協議するものとする。

ウ. 請負契約の締結

市は、落札者と入札公告時に公表する入札説明書等に基づき請負契約に関する協議を行い、令和6年7月に仮契約を締結することを予定している。なお、仮契約は市議会における議決を経て本契約となる。市議会における議決は、令和6年9月を予定している。

落札者の都合により請負契約を締結しない場合、又は入札参加資格要件を欠く事態が生じたことにより落札者との間で請負契約が締結できない場合には、市は、地方自治法施行令第167条の2第1項第5号の規定を適用し、次点落札候補者と仮契約を締結するものとする。

エ. 違約金の支払い

落札者の都合により請負契約を締結しない場合、又は本事業に関連する不正行為等の重大な事由により落札者が指名停止となり請負契約が締結できない場合、落札者は、違約金として落札金額の100分の5に相当する金額を支払うこととする。

オ. 入札に伴う費用負担

入札参加者の入札に係る費用については、全て入札参加者の負担とする。

4. 事業の実施状況の監視

4.1. 設計・施工の要求水準

本工事において最低限実施されるべき設計・施工の水準は要求水準書、入札公告時に行う入札説明書等に関する質問・意見への回答のとおりとし、これらに規定されない事項については市と協議すること。

4.2. 事業者による工事品質の確保

事業者は、設計・施工の要求水準に基づく工事の品質を維持改善するため、設計・施工に係る品質管理のマネジメント及びセルフモニタリングを実施する。

なお、セルフモニタリングは、事業者が実施する工事の品質が、要求水準書等の記載の内容を満たすことを、事業者自らが確認するものであり、市が指示するモニタリングの内容を包含しているものとする。

4.3. 事業の実施状況のモニタリング

市は、事業者が実施する設計・施工についてモニタリングを行う。なお、モニタリングにあたっては、事業者が行うセルフモニタリングの結果を活用する。

4.4. モニタリング結果に対する措置

市は、市が実施するモニタリングの結果、事業者が実施する設計・施工の水準が要求水準を満たしていないことが判明した場合、改善勧告や設計・施工の対価の減額等の措置を行う。

5. その他本事業の実施に関し必要な事項

5.1. 情報の公表

今後の公表資料等については、基本的に、以下のホームページ等において行うものとする。

西宮市ホームページ

ページ番号：56737246

5.2. 担当部局

本事業の事務局は下記の通りである。

〒662-8567 兵庫県西宮市六湛寺町10番3号

・西宮市教育委員会教育総括室学校管理課

電 話：0798-35-3828

電子メール：k_kanri@nishi.or.jp

・西宮市土木局営繕部営繕課

電 話：0798-35-3710

電子メール：eizen@nishi.or.jp